

特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本知的障がい者陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）の委員会の任務、構成及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本連盟には、次の委員会を設置する。

- (1) 強化委員会
- (2) 競技運営委員会
- (3) 医事委員会
- (4) 国際委員会
- (5) 記録委員会
- (6) 広報委員会

(委員会の目的、所管業務及び審議事項)

第3条 各委員会の目的、所管業務及び審議事項は別紙のとおりとする。

- 2 各委員会には、業務を円滑に遂行するため、理事会の決議を得て部会を置くことができる。

(構成)

第4条 各委員会は次の委員で構成する。

委員長	1名
副委員長	1名（必要な場合）
部会長	1名（必要な場合）
委員	若干名
部会員	若干名

(選任)

第5条 委員長、副委員長及び委員は、各委員会において選出され、理事会で決議し、会長が委嘱する。

- 2 部会長および部会員は、各委員会において選出され、委員長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会後に開催される最初の理事会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第7条 委員長は、各委員会の業務の範囲内において会長からの委任に基づき、職務を執行する。

- 2 副委員長は、委員長の職務執行を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 部会長は、各部会の業務の範囲内において会長からの委任に基づき、職務を執行する。
- 4 委員は、委員長、副委員長及び部会長の職務執行を補助する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、委員長が招集できない時は、副委員長がその任を負う。

- 2 委員会は、原則として非公開とする。

(理事及び事務局員の出席)

第9条 本連盟の理事、監事及び事務局員は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(参考人の出席)

第10条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(記録)

第11条 委員会の議事については、議事録を10日以内に作成し、理事長、副理事長、事務局長に報告し承認後、実施する。

(経費)

第12条 委員会の予算は、連盟からの助成金、その他の収入をあてる。

(規程の変更)

第13条 本規程の変更は、理事会の決議による。

本規程は令和2年5月6日から施行する。

## 別紙

### 1 強化委員会

#### (1) 目的

本委員会は、本連盟に所属し、知的障がい者における陸上競技の競技力向上を目的とする。

#### (2) 所管業務

- ① 強化指定選手の選抜・強化・育成・支援および評価（選手強化事業計画と立案・実施・評価）
- ② 競技力向上に関する調査研究及び情報収集（競技力向上の研究と評価）
- ③ 強化合宿の開催
- ④ 国際大会への選手役員の派遣の推薦
- ⑤ 指導者の資質向上のための研修会の実施
- ⑥ 次世代育成事業の計画、実施および評価
- ⑦ 普及方針の決定と計画・実施及び評価
- ⑧ 選手支援計画の決定と支援体制の確立
- ⑨ タレント発掘事業の計画・実施及び評価
- ⑩ その他、目的達成に必要な事業

#### (3) 審議事項

- ① 強化方針の決定
- ② 強化計画の立案・実施および評価
- ③ 強化合宿練習会の立案・実施・評価
- ④ 強化指定選手選考原案の作成
- ⑤ 世界大会選手選考原案の作成
- ⑥ 国際大会コーチ選考原案の作成
- ⑦ 医科学データに基づいた情報の提供と研究
- ⑧ 指導者育成の計画・実施・評価
- ⑨ 公認障がい者スポーツ指導員育成
- ⑩ 選手体力測定
- ⑪ 普及方針の決定と計画・実施及び評価
- ⑫ 選手支援計画の決定と支援体制の確立
- ⑬ 次世代育成事業の計画、実施および評価
- ⑭ タレント発掘事業の計画・実施及び評価
- ⑮ その他、目的達成に必要な事柄

### 2 競技運営委員会

#### (1) 目的

本委員会は、本連盟に所属し、知的障がい者における陸上競技の競技会運営を行うことを目的とする。

## (2) 所管業務

- ① 連盟主催の日本選手権大会の計画・開催および評価(競技運営事業計画と立案・実施・評価)
- ② 国際競技会に関する調査研究及び情報収集(競技会運営力向上の研究と評価)
- ③ ジャパンパラ陸上競技大会等の共催・後援
- ④ 審判員の資質向上のための研修会の実施
- ⑤ その他、目的達成に必要な事業

## (3) 審議事項

- ① 大会の立案・案内・実施・評価
- ② 大会役員・陸協手配
- ③ 会場申請
- ④ 審判員、国際審判育成
- ⑤ クラス分け委員育成
- ④ NTO 育成計画
- ⑤ WPA 公認大会準備
- ⑥ IAAF ルール、WPA ルール講習会
- ⑦ その他、目的達成に必要な事柄

## 3 医事委員会

### (1) 目的

本委員会は、本連盟に所属し、知的障がい者における陸上競技選手への医学的見地からの援助活動を目的とする。

### (2) 所管業務

- ① ドーピング講習会や検査の計画、実施、評価
- ② 医科学サポートの計画、実施、評価
- ③ トレーナー活動の計画と実施、評価
- ④ 強化指定選手の健康診断の実施
- ⑤ 強化指定選手の使用薬物調査
- ⑥ その他、目的達成に必要な事業

### (3) 審議事項

- ① ドーピング講習会の計画、実施、評価
- ② 障がい者スポーツトレーナー育成
- ③ スポーツ医手配
- ④ 選手健康診断
- ⑤ 選手のメンタルケア計画・実施・評価
- ⑥ その他、目的達成に必要な事柄

## 4 国際委員会

### (1) 目的

本委員会は、本連盟に所属し、知的障がい者における陸上競技の国際関係事項の援助活動を目的とする。

### (2) 所管業務

- ① Virtus 登録・WPA 登録の申請補助
- ② 国際大会エントリー事務
- ③ 国際大会総務・通訳
- ④ Virtus、IPC レターの翻訳
- ⑤ 通訳の人材育成計画・実施・評価
- ⑥ コーチの語学力向上計画・実施・評価
- ⑦ その他、目的達成に必要な事業

### (3) 審議事項

- ① Virtus 登録・WPA 登録の申請補助
- ② 国際大会エントリー事務
- ③ 国際大会総務・通訳
- ④ Virtus、IPC レターの翻訳
- ⑤ 通訳の人材育成計画・実施・評価
- ⑥ コーチの語学力向上計画・実施・評価
- ⑦ その他、目的達成に必要な事柄

## 5 記録委員会

### (1) 目的

本委員会は、本連盟に所属し、知的障がい者における陸上競技の記録収集および認定と情報提供を目的とする。

### (2) 所管業務

- ① 競技記録の収集および提示（記録事業計画と立案・実施・評価）
- ② 日本記録の認定、世界ランキングの申請準備
- ③ 海外の知的障がい者の記録の収集
- ④ ホームページ用記録の作成
- ⑤ その他、目的達成に必要な事業

### (3) 審議事項

- ① 国内大会の記録収集
- ② 日本記録の申請
- ③ 世界ランキング申請準備
- ④ 海外大会の記録収集
- ⑤ ホームページ記録の作成
- ⑥ その他、目的達成に必要な事柄

## 6 広報委員会

### (1) 目的

本委員会は、本連盟に所属し、知的障がい者における陸上競技の広報活動を目的とする。

### (2) 所管業務

- ① 各種大会や連盟の活動における広報活動（広報事業計画と立案・実施・評価）
- ② 連盟のホームページ作成
- ③ 広報誌の作成
- ④ 大会グッズ等の販売
- ⑤ 協賛企業等の広告
- ⑥ その他、目的達成に必要な事業

### (3) 審議事項

- ① 大会・合宿等の広告及び広報活動
- ② 各種情報提供
- ③ 連盟ホームページ作成
- ④ 広報誌の作成
- ⑤ 大会グッズ、Tシャツ等の作成・販売
- ⑥ 協賛企業広告
- ⑦ その他、目的達成に必要な事柄